

大阪狭山市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

平成18年4月から、新たな雇用促進の一環として、国の制度である「地域創業助成金」の対象地域に認定されており、今後も市内産業の活性化と新規雇用創出の核とするための制度のPRに努めてまいります。また、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」に示された「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いた雇用・就労支援の取り組みが実効あるものとして推進できるよう、国・大阪府とさらなる連携強化を図ってまいります。(農政商工グループ)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

本市は、平成18年10月に大阪府企業立地促進補助金の一つである先端研究所補助金の補助対象地域に認定されました。この制度を利用して本市の今熊地区にあるコニカミノルタHD(株)が、現在ものづくりを支える研究開発施設を増築中です。これにより、雇用創出や地域の活性化を大いに期待しておりますが、今後とも大阪府との連携を強化し、雇用創出につながるよう努力してまいります。(農政商工グループ)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

本市は平成18年4月から国の制度である地域創業助成金の対象となる地域重点分野の設定を受け、新たな雇用創出の核となるよう事業展開しているところです。今後も現行制度の啓発に努め、国・大阪府や商工会との連携のもと、雇用(正規雇用)確保にむけ努力してまいります。(農政商工グループ)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り

組むこと。

(回答)

フリーター・ニート問題については、昨年度からハローワーク河内長野管内の市町村で「JOBカフェOSAKA」を誘致し、広域的な取り組みを実施しています。平成20年度につきましても、若者を対象にした相談会を実施する予定です。従前から、このような相談会や市役所窓口などに「大阪府若者サポートステーション」「南大阪若者サポートステーション」のチラシ等を設置し、啓発に努めています。地域就労支援事業を核として、今後も就職支援を行ってまいります。

(農政商工グループ)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

国・大阪府等の関係機関と連携強化を図り、現在ある制度の周知徹底を図りながら、雇用・就労にむけた取り組みを推進してまいります。

(農政商工グループ)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」では、次代をリードする人材を絶え間なく生み出すとともに、多様な人材が生き生きと活躍し、夢を実現できる都市をめざすとされています。

優秀な人材の育成が企業の再生につながることから、近隣市町村や商工会などと広域的な連携を行い、現行制度の啓発や新たな中小企業施策の確立を国・大阪府へ働きかけてまいります。

(農政商工グループ)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

アジア経済の急速な成長と巨大マーケットが誕生したことを受け、アジアゲートウェイ戦略会議のなかで、昨年5月にアジアゲートウェイ構想が採択されました。この構想の内容は、大阪の産業を、これまでの「再生」からさらなる「成長」へ導こうとするものであり、「大阪産業・成長新戦略」にも反映されています。

本市では、ものづくりを支える研究開発施設が平成20年春に完成する予定です。今後も大阪産業が「再生」から「成長」へと大きく羽ばたくよう、大阪府と協力しながら取り組んでまいりま

す。

(農政商工グループ)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にC S R行政運営を構築すること。

(回答)

行財政改革の推進にあたっては、平成18年3月に策定した大綱に基づき「市民と共に歩む行政」「簡素で効率的な行政」「市民に信頼される行政」の理念のもとに、全職員で取り組んでいます。

また、市民への説明責任を果たすために、市民への情報提供と情報公開制度の適切な運用に努めてまいります。

(秘書企画グループ)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

プライマリーバランスという視点から見ると本市は黒字ですが、過去に発行した地方債の償還額が大きく、苦しい財政運営となっています。このことから平成15年8月に「大阪狭山市財政健全化フレーム」を作成し、財政健全化にむけ取り組んできました。また平成19年12月には、この間の三位一体の改革による影響も踏まえ、中・長期を見通した「財政運営フレーム」を作成し、財政運営に当たっています。

(財政グループ)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた地域医療連携体制の構築につきましては、大阪府が策定した「地域医療計画」に沿って南河内医療圏域のなかで進めてまいります。

(健康推進グループ)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービスの普及・適正利用の観点から、市内事業者によるケアマネジャー部会・訪問介護部会・訪問看護部会・施設部会を開催し、情報交換や研修を実施しています。また、地域包括支援センターが地域に積極的に訪問し、相談活動を展開しています。3月には福祉総合展「ハートケアフェスタ」を開催し、市民に対する啓発を予定しています。

なお、現在介護保険施設に介護相談員を派遣しておりますが、引き続き苦情・相談体制の充実・強化を図ってまいります。(高齢介護グループ)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターでは、市関係グループ・在宅介護支援センター・介護サービス事業者・民生委員・医療関係者等による地域ケア会議を開催し、センター事業の適正な実施に努めています。

なお地域包括支援センター運営協議会の委員については、被保険者の代表として、勤労者や老人クラブの代表、また、公募の市民の参加をいただき、適正な運営が実施できるようご意見をいただいています。(高齢介護グループ)

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

平成19年3月に策定した「大阪狭山市生涯学習推進計画」に基づき、高齢・退職者の生きがいくくりや社会活動への参加を支援してまいります。(市民協働グループ)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護受給者等就労支援事業によりハローワークと一層の連携を図り、就職困難者への就労支援に取り組むとともに、地域就労支援センターの協力による支援も行っております。

また、今年度は生活援護グループから地域就労支援コーディネーター養成講座プログラムに1人が参加し、支援すべく体制の構築に努めています。(生活援護グループ)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

大阪府医師会などの関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。(健康推進グループ)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度(休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等)のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市では、2時間の延長保育事業、休日保育事業、一時・特定保育事業など多様な保育ニーズに応える取り組みを進めています。また、在宅での子育て家庭を支援するため、子育て支援センターの設置運営や「つどいの広場」事業を実施しています。今後も各事業の充実を図るとともに、関係部署・機関・団体が連携して事業を実施できる体制の強化に努めてまいります。

病後児保育事業については、平成20年度中の事業実施にむけて取り組みを進めてまいります。

(こども育成グループ)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

現状の職員体制を維持するとともに、様々な職員研修を行い、今後も保育内容の質の向上に努めてまいります。

(こども育成グループ)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

放課後子ども教室の充実を図るとともに、放課後児童会(学童保育)においては平成20年度から受け入れ学年を小学6年生までに拡大するなど、事業の拡充を図ってまいります。

(こども育成グループ)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

市内には3つの中学校がありますが、各中学校区に地域協議会を設置しています。青少年の健全育成を目的に地域の関係団体が連携し、特色ある事業を展開しています。平成19年度は、「心の再生府民運動」の一環として、夏休みを利用した児童・生徒の地域体験活動や各種イベント等を実施しました。来年度も引き続き地域活動の充実のための支援に努めてまいります。

子どもの居場所づくりにつきましては、放課後に安全で安心して遊べる場所を提供するため、昨年度から毎週水曜日に市内のボランティアの方々の協力を得て3ヶ所で実施しています。今後さらに拡大してまいります。

安全対策として、市内360人余りの方々の協力を得て「子どもの安全見守り隊」に登録していただき、全小学校区で登下校時の子どもの安全を見守っていただいています。また、今年度から学校・地域の安全を守る「地域防犯ステーション」を各小学校に設置する準備を進めていますが、これは「子どもの安全見守り隊」をはじめ関係諸団体の防犯活動の拠点となるものです。今後、子どもの安全対策や地域防犯も含め、さらに「市民協働によるまちづくり」にむけた市民の情報交換の場としても充実を図ってまいります。

(社会教育・スポーツ振興グループ)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

高等専門学校や専修学校の高等課程に進学を希望または在学する方で、経済的な理由のため修学が困難な方に対し大阪狭山市育英金を貸与し支援を行っており、毎年本制度の利用者がおられます。

また、大阪府育英会奨学金制度の周知や活用につきましては、広報活動のみならず進路相談室を開設し、個々の状況に応じた進路の相談とともに、奨学金の紹介についても毎年計画的に行っています。

就学援助の認定基準につきましては生活保護基準を考慮しながら事業実施をしていますが、基準値の引き下げも行っておらず配慮しています。

(学校教育グループ)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

市民からの相談事案については内容が複雑・多様化していることから、相談員には高度な知識と豊富な経験が求められ、多方面の専門的機関等とも連携できる能力・体制が必要となっています。今後、人権擁護委員による相談事業や他機関の相談事業との連携あるいは市の人権相談事業を担う人権協会における事業体制なども勘案し、府の支援も求めるなど広域的な取り組みも視野に入れ、人権相談・救済システムの整備を進めてまいります。

「大阪狭山市人権行政基本方針」においても社会的マイノリティに対する人権侵害を主要な課題として捉えており、従来からも大阪狭山市人権協会・大阪狭山市人権施策推進本部を中心に人権侵害根絶のための教育・啓発の取り組みを進めてきたところです。現在策定作業中の「大阪狭山市人権施策推進プラン」（仮称）にも積極的な取り組みとして反映させ、一層の啓発に努めてまいります。

（人権広報グループ）

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成7(1995)年に「大阪狭山市女性問題行動計画」を、そして平成17(2005)年には同計画を継承・発展させた計画として「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定しています。当然のことながら市の男女共同参画社会の実現にむけた様々な施策について、プランに則り着実に推進してまいります。

また、「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」における基本課題の1つとして「政策や意思決定の場への男女共同参画の促進」、その具体的な取り組みとして政策・方針決定の場、審議会などへの女性の参画促進を図るとしています。女性比率30%の早期達成にむけて努力してまいります。

（人権広報グループ）

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男

女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市では、「大阪狭山市男女共同参画推進条例」を平成19年4月1日に施行しており、条例において事業者の責務などを明記しています。同条例が示す理念の共有に努めてまいります。

(人権広報グループ)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

主に「女性相談」「人権相談」において、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談に応じています。また、広報誌・ホームページ・チラシなどにより相談窓口の周知に努めています。相談員の適正な配置と研修については、将来の「男女共同参画推進センター（仮称）」設置を念頭に、センターの機能にふさわしい体制整備を見据えて進めてまいります。

(人権広報グループ)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

「次世代育成支援対策行動計画」にかかる各事業の推進について、商工会を通じて市内各事業者に協力を求めるなかで、男性の育児休業取得についても積極的に働きかけてまいります。

(こども育成グループ)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

「大阪狭山市地球温暖化対策実行計画」に基づき、CO₂削減をはじめとする環境施策について全庁的に取り組んでいるところであり、今後も継続するとともに、市民・事業者への啓発にも取り組んでまいります。
(秘書企画グループ)

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「大阪府市町村ヒートアイランド対策推進連絡会議」に今後も参画していくとともに、大阪府との連携や構成市町村との情報交換を行ってまいります。また、緑化については「大阪狭山市みどりの基本計画」に基づき、計画的に進めてまいります。
(秘書企画グループ)

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」やアイドリングストップ運動については、広報誌やホームページ等を通じて、市民・事業者への啓発を行ってまいります。
(秘書企画グループ)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を、早期に全国平均並み(19.0%)にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市では、現在8種(燃えるごみ・粗大ごみ・ビンカン・ペットボトル・発泡スチロールトレイ・牛乳パック・その他プラスチック(モデル地区のみ)・金属類)の分別収集を実施しており、これに伴うリサイクル率(資源化処理量/回収量)は25.6%です。

さらに、その他プラスチックについては、市内全地域での実施にむけて計画中であり、今後もごみ減量化・分別収集の徹底・環境リサイクルの施策を充実させ、循環型社会の形成に寄与してまいります。
(生活環境グループ)

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地

帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の不適正処理については、大阪府との連携を強化し対策を図ってまいります。不法投棄については、監視パトロールの強化及び広報等での啓発、看板等の設置により未然防止に努め、多発地帯では、今後監視カメラの設置を検討してまいります。(生活環境グループ)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市では、公共水域の水質保全のため下水道の普及を早くから積極的に推進しており、下水道(汚水)普及率は平成18年度末現在で99.93%であり、水洗化率も96%と、府下でもトップクラスに位置しています。今後も引き続き水質保全のため水洗化率向上に努めてまいります。

また昨年、大阪府が実施している「南河内水辺のつどい」で、住民と共に考える場として「川の環境づくり住民会議」等が行われ、本市も積極的に参画し河川の環境問題について啓発しています。(下水道グループ)

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

地域ならびに住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、本市防災力の充実・強化や食糧備蓄体制の点検・整備、住民参加訓練を引き続き実施してまいります。

なお、「大阪府版地震防災戦略」は現在策定作業中と聞いておりますが、今後大阪府と連携した防災対策に取り組んでまいります。(危機管理グループ)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

平成18年度で市内の全小・中学校の耐震診断を完了し、耐震補強については早期の達成をめざし、年次計画を以て取り組んでまいります。今後とも国庫等財源確保に努め、耐震化率100%にむけて努力してまいります。
(教育総務グループ)

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

平成16年7月から、AEDは救命処置に非常に有効な器機として一般の市民の方も使用可能となりました。

本市におきましても、安心安全な街づくりのため、平成17年度に2台、平成18年度に7台（寄贈1台を含む）、平成19年度に3台と小児用パッドを全器（既設を含む）に整備しています。平成20年度は、学校施設でAED使用による救命報告があることや避難施設になることから、市内すべての小・中学校や幼稚園に設置してまいります。
(消防本部)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

農業委員会などの関係機関と連携して市域の有休農地の把握に努め、市民農園の開設を促進し、休耕地の活用にむけ努力してまいります。
(農政商工グループ)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

貨物車両等が必要な施設については、開発申請時の開発指導要綱により指導を行っています。また、現在市内に公営駐車場はありませんが、今後公営駐車場を設営する場合は考慮するよう検討いたします。
(土木グループ)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市におきましては「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、道路のバリアフリー化を積極的に進めています。また、市民の利便を図るため導入した大阪狭山市循環バスについては、低床バスで運行し、高齢者・障害者等に容易に安心して乗っていただくよう配慮しています。なお、設備についての費用助成制度は、現在ございません。(土木グループ)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

平成19年に道路交通法が改正され、自転車の通行等に関して一定のルールが設けられましたが、市民にこれらの周知を図っていくとともに、警察と連携し交通安全教室等を開催して交通事故防止を図っています。また自転車専用レーンの設置につきましては、現在の道路状況では困難ですが、歩車道の段差解消等を行い、自転車が安全に通行できるよう取り組んでまいります。

歩車分離信号につきましては、通学路等の学童が多く渡る交差点について警察に要望し、市内に3ヶ所設置していただいておりますが、今後も要望してまいります。(土木グループ)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライド及びレンタサイクル事業につきましては現在行っておりませんが、今後の課題として検討してまいります。(土木グループ)